

川崎臨海部研究開発機能強化補助金取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、川崎臨海部研究開発機能強化補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、この要領の定めによるもののほか、要綱で使用する用語の例による。

(川崎臨海部)

第3条 要綱第3条第1号に規定する区域は、別表のとおりとする。

(研究所、事務所、工場の範囲)

第4条 要綱第3条第3号から第5号までで定める研究所、事務所又は工場の範囲には、イベントホール、会議室、ショールーム、休憩室、ロッカー室、食堂等、その主たる機能を補完するものを含める。ただし、補助対象経費として認めるものは、研究所、事務所又は工場の主たる機能の床面積を超えないこととする。

(償却資産)

第5条 要綱第3条第6号に規定する償却資産は、構築物、建物附属設備並びに機械及び装置に区分されるものをいう。

(特定地域)

第6条 要綱第3条第8号に規定する特定地域とは、次に掲げるいずれかの要件に該当する地域をいう。

- (1) 研究開発拠点の形成を目的に、本市が土地利用計画等を策定し、計画的に土地利用を進める地域
- (2) 本市と事業者等が土地利用に関する協定等を締結し、これらに基づき土地利用を進める地域

(補助対象経費)

第7条 要綱第5条第1項に規定する補助対象経費から控除する費用は、次に定めるものとする。

- (1) 不特定多数の人を対象とする物品販売施設、アミューズメント施設、研修施設・社員寮・体育館・プール等の福利厚生施設、フェンス・門・庭園・緑化施設等の外構工事、屋上の看板等、研究開発・生産・事務所機能と直接関係のない土地、家屋又は償却資産の取得に要する費用
- (2) 償却資産の申告の対象とならない資産（ソフトウェア、自動車、保険料、解体・移転費）の取得等に要する費用
- (3) 駐車場機械装置等、研究開発又は製造工程を形成しない機械及び装置の取得に要する費用
- (4) 大型特殊自動車等、自走式作業用機械設備の取得に要する費用
- (5) 公共移管する道路用地等に係る費用
- (6) 引越に要する運送費等の費用
- (7) 土地の取得に伴う土地の造成費用、既存建築物・設備等の取壊費用、調査費用等
- (8) 消費税、地方消費税、印紙税、登録免許税等の税金等、各種手数料（銀行振込、不動産仲介手数料等）

(9) 企業集団に属する企業や関係会社等との間で取引等が行われた土地、家屋及び償却資産の取得に要する費用（家屋の新設、増設又は更新に要する費用及び償却資産の取得に要する費用は除く）

(10) 特別目的会社とこれに準ずるものに対して基金を拠出し、又は出資した会社との間で取引等が行われた土地、家屋及び償却資産の取得に要する費用（家屋の新設、増設又は更新に要する費用及び償却資産の取得に要する費用は除く）

(ファイナンスリース料)

第8条 要綱第5条第1項に規定する補助対象経費には、対象となる償却資産に係るファイナンスリース料を含めるものとし、ファイナンスリース契約を締結した時点から5年間のファイナンスリース料を合計した金額に限るものとする。ただし、ファイナンスリース契約の始期が要綱第8条第9項に規定する補助対象事業が完了した日以前のもを補助対象経費として認める。

(テナント向け補助対象経費)

第9条 要綱第5条第3項に規定する補助対象経費から控除する費用は、次に定めるものとする。

(1) 法人市民税（法人税割）相当額においては、市内事業所における全従業者数のうち、当該賃貸R&D施設以外の事業所で従事する従業者数の割合を乗じた額

(2) 固定資産税（償却資産）相当額においては、当該賃貸R&D施設以外の事業所で所有する資産に対して課税される固定資産税（償却資産）の相当額

(補助対象事業に着手する日)

第10条 要綱第8条第1項に規定する補助対象事業に着手する日とは、補助対象事業のうち、土地、家屋の売買契約等又は家屋の建設若しくは償却資産の取得に係る契約行為を行う日の中で最も早い日とする。ただし、テナント事業者補助対象事業においては、当該賃貸R&D施設の賃貸借契約を締結する日とする。

(補助対象事業が完了した日)

第11条 要綱第8条第9項に規定する補助対象事業が完了した日とは、本事業における工事が全て完了した日とする。

(出資法人)

第12条 国、地方公共団体又はそれに準ずる機関からの出資の割合が合計で100分の25以上の法人等については、原則として川崎臨海部研究開発機能強化補助金の補助対象事業者とならない。ただし、事業内容等を勘案して市長が特に認める場合はこの限りではない。

附 則

この要領は、令和5年3月29日から施行する。

この改正要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区域	町丁目
川崎臨海部	<p style="text-align: center;">（神奈川県川崎市川崎区）</p> 港町、鈴木町、中瀬1丁目～3丁目、大師河原1丁目～2丁目、殿町1丁目～3丁目、江川1丁目～2丁目、小島町、田町1丁目～3丁目、日ノ出1丁目～2丁目、四谷下町、池上新町3丁目、塩浜1丁目～4丁目、夜光1丁目～3丁目、浮島町、千鳥町、水江町、扇町、池上町、浅野町、南渡田町、田辺新田、白石町、大川町、東扇島、扇島、小田栄2丁目、小田7丁目、鋼管通4～5丁目